

令和6年10月15日

芦屋市議会議員  
たかおか 知子 様

芦屋市都市政策部都市基盤室  
道路・公園課

質問状に対する回答について

平素より芦屋市政にご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。  
令和6年10月8日付けの質問状をいただきました内容について、別紙のとおり回答します。

【連絡先】

芦屋市 都市政策部 都市基盤室  
道路・公園課 石濱・南  
芦屋市精道町7番6号  
TEL：0797-38-2065  
E-mail：[douro@city.ashiya.lg.jp](mailto:douro@city.ashiya.lg.jp)

## 別紙

- 1 6月21日の協議が開かれた経緯について  
6月21日の協議には市は出席しておりません。  
また、市が県から会議の報告を受けたのは、6月24日です。
- 2 7月19日の協議が開かれた経緯について  
10ブロック会会長から提出された要望書に対する協議の場として開催されたものです。
- 3 釣り全面禁止に関する住民への発言  
市から、10ブロック会会長等に対して「釣りを全面禁止にしたい」と提案していません。
- 4 釣り全面禁止の要望を「地元の総意」とする根拠  
芦屋市の連合自治会の一つである10ブロック会から釣り全面禁止に関する要望書が提出されたためです。
- 5 要望書の名義に関する判断基準について  
要望書は10ブロック会から提出されたものであり、「地元の総意」として認識したものです。
- 6 協議の出席者について  
7月19日の協議の出席者については要望者の判断に委ねているため、特定の出席者を指名し、協議への出席を要請したことはありません。
- 7 涼風町自治会の賛同について  
7月25日午前、涼風町自治会会長から電話があり、涼風町が棄権していたことを把握しました。
- 8 釣り全面禁止の延期後の10ブロック会への連絡について  
兵庫県より釣り全面禁止の延期の理由等を10ブロック会に説明していただき、双方とも個々に今後の対応を検討することになりました。

以上